

海外展示会出展支援事業（仙台グローバルスタートアップ・ハブ）仕様書

1. 委託業務名

海外展示会出展支援事業（仙台グローバルスタートアップ・ハブ）

2. 事業概要・目的

本業務では、海外展開を志向するスタートアップを公募・選定し、仙台グローバルスタートアップ・ハブや日本貿易振興機構（JETRO）と連携した海外展示会の出展・派遣支援、現地での商談支援や渡航前後のサポート等を通じて、採択企業の事業成長を後押しする。

3. 業務の内容

(1) 海外展示会の出展に向けた支援業務の実施

仙台・東北のスタートアップからのニーズを踏まえ、委託者との協議のもと、参加効果が見込める海外展示会をリストアップし、下記の形式による支援を実施すること。ただし、実施回数や規模、計上する費用の詳細については、予算の範囲内において委託者と協議の上決定するものとする。

① 【形式 A】本市ブース出展及びスタートアップ派遣（実施回数：1 回以上）

- ・本市及び仙台・東北のスタートアップに出展効果が見込める展示会をリストアップすること。
- ・本市ブースを出展する展示会において、本市ブースの確保・施工を行うこと。
- ・本市ブース内で出展を希望するスタートアップを 2 社程度公募すること。また、スタートアップの展示会参加に伴う渡航費として 60 万円程度を計上すること。
- ・対象となる展示会は、本市及び仙台・東北スタートアップ・エコシステム・コンソーシアムとしてスタートアップ支援施策のプロモーション効果や、スタートアップの現地でのネットワーク構築等の相乗効果が見込めるものとする。

② 【形式 B】 SWITCH 現地参加を希望するスタートアップ派遣

- ・令和 8 年 10 月 27 日（火）から 29 日（木）にシンガポールで開催される展示会 SWITCH(Singapore Week of Innovation and Technology)への現地参加を希望するスタートアップを 2 社程度公募すること。また、スタートアップの展示会参加に伴う渡航費として 1 社 15 万円程度を計上すること。

③ 【形式 C】各スタートアップの目的に応じたカスタマイズ型派遣（派遣社数：4 社程度）

- ・特定の海外展示会への参加を希望するスタートアップを公募し、個別の参加目的・参加に伴う成果目標等を総合的に評価し、採択したスタートアップの希望する展示会への派遣を行うこと。
- ・スタートアップの展示会参加に伴う渡航費として 1 社 20 万円程度を計上すること。

- ・開催時期：契約締結後から令和 9 年 2 月 28 日（日）とする。

（スタートアップの派遣は当期間内で実施することとする。）

【成果目標】本プログラム期間中の採択先スタートアップによるマッチング件数累計 50 件以上

※マッチングは具体的な協業・取引・出資を前提とした個別商談を想定しているが、ネットワーキングイベント内での短時間の個別面談や、今後のフォローアップを前提とした初回接点も、趣旨に沿うものであれば件数に含めて差し支えない。

(2)国内外の支援機関とのネットワーク構築

スタートアップの海外展開支援として、日本貿易振興機構（JETRO）等の既にスタートアップの海外展開支援に取り組む国内外の支援機関との連携体制及びネットワークの構築を積極的に行い、各支援機関が実施する支援メニューの活用も検討し、効果的な支援を実施すること。

(3) 仙台・東北スタートアップ・エコシステム・コンソーシアムのフィールドワーク実施

仙台・東北スタートアップ・エコシステム・コンソーシアムの活動として、令和 8 年 10 月 27 日（火）から 28 日（水）に海外の先進エコシステム地域（シンガポール）における支援拠点の訪問、投資家・支援組織・スタートアップ等とのネットワーキング機会を構築すること。本項の実施に係る費用として 150 万円を計上すること。

(4) アンケート等の実施

上記 3. (1) および (3) を実施する都度、参加企業等に対してアンケートを行い、商談成果、支援内容への評価、課題、ニーズ等を把握すること。

得られた結果については適切に分析し、委託者と共有のうえ、事業効果の検証および次年度以降の事業改善に活用するものとする。

(5) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(4)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容などをまとめた報告書（データと A4 の紙媒体）や写真・映像データ等を提出すること。

(6) その他

ア 本業務以外の受託事業者や関連団体が行う起業支援事業との連携を図るよう努めること。

イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を整備すること。

ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。

エ 将来的な採択先スタートアップの海外展開自走化に向け、地域の支援機関や企業、自治体、大学等と現地の支援機関等との連携体制の強化、ノウハウ等の地域への共有に取り組むこと。

オ 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的（最低でも月 1 回）に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。

カ 契約において受託者に対して委託した本事業が終了（中止又は廃止を含む。以下において同じ。）

する場合で、かつ、受託者と同一でない場合には、受託者は後任者に対して、以下のすべての事項について、契約において受託者に対して委託した本事業の終了までに、確実に引継ぎを完了し、後任者が本事業を行うに当たって、支障がないようにすること。

4. 委託料

委託料の上限額は 11,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）とする。

5. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）までとする。

6. 著作権等の取扱い

- (1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとする。

7. その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。また、より効果的と考えるプログラムを提案することは差し支えない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」、及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
- (3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」（以下、「ポリシー」）、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）、「別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえ、ポリシー「第 2 章 情報セキュリティ対策基準 (3) 情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- (4) 本業務の実施にあたり、個人情報を含むデータの授受については、Microsoft Teams を使用し、委託者が指定する方法に従って行うものとする。
- (5) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (6) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (7) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (8) イベントの実施にあたっては、別添の「イベントにおける環境配慮の手引き」を参考に、温室効果ガスの排出削減や、プラスチック資源をはじめとした資源の分別、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組むなど、できる限り環境配慮に努めること。
- (9) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。

以 上